

議案第28号

つくば市筑波山おもてなし館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市筑波山おもてなし館条例の一部を改正する条例

つくば市筑波山おもてなし館条例（平成26年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（開館時間）

第2条 おもてなし館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 1月4日から同月31日まで及び12月1日から同月28日まで 午前9時から午後4時まで

(2) 2月1日から7月19日まで及び9月1日から11月30日まで 午前9時から午後5時まで

(3) 7月20日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 次条ただし書の規定により休館日に開館する場合の開館時間は、その都度、市

長が定める。

第3条中「設けないもの」を「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改め、同条ただし書中「臨時に休館日を設ける」を「休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しない」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

筑波山おもてなし館について、施設利用実態に応じた開館時間の変更及び休館日の設定をするため、この条例案を提出するものである。

つくば市筑波山おもてなし館条例（平成26年つくば市条例第66号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条（略） <u>（開館時間）</u></p> <p>第2条 <u>おもてなし館の開館時間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1月4日から同月31日まで及び12月1日から同月28日まで</u> 午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) <u>2月1日から7月19日まで及び9月1日から11月30日まで</u> 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) <u>7月20日から8月31日まで</u> 午前9時から午後6時まで</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>次条ただし書の規定により休館日に開館する場合の開館時間は、その都度、市長が定める。</u> （休館日）</p> <p>第3条 おもてなし館の休館日は、<u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。</u></p> <p>第4条（以下略）</p> | <p>第1条（略） <u>（開館時間）</u></p> <p>第2条 <u>おもてなし館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>（休館日）</p> <p>第3条 おもてなし館の休館日は、<u>設けないもの</u>とする。ただし、市長は、公益上又はおもてなし館の管理上必要があると認めるときは、<u>臨時に休館日を設ける</u>ことができる。</p> <p>第4条（以下略）</p> |